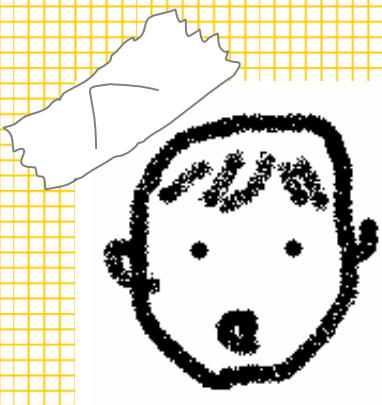




自分のことをやったら、
あとはだれかを手伝うね。
みんなでやればできるんだ。



このまちって、いいこと
いっぱいじゃんって
言われたいんだ。



今の社会、情報の共有って
絶対に必要だと思うよ。




高浜で大きくなりたいです。
ずっとみんなといたいから。

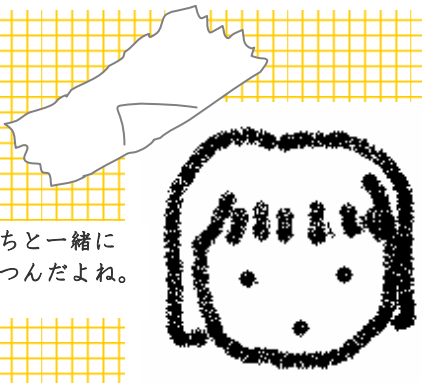
自治基本条例

を

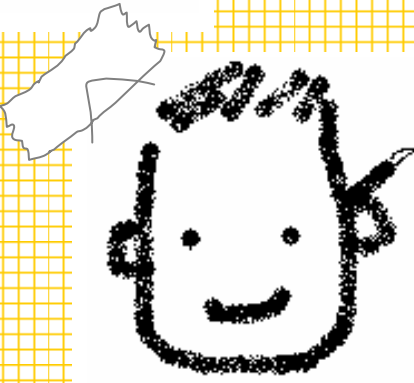
つくっています



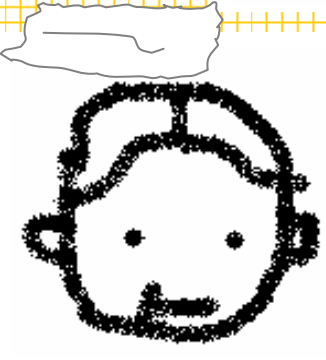
子どもたちの未来のために、いま
出来ることがあればやりたいの。
みんなそんな気持ちだよ。




わたしたちと一緒に
まちも育つんだよね。



仕事も忙しいけど
まちのことも
すごく気になってる
だよ。



なにしろ、
だいじなのは
おたがいさまって
ことだわ。



子どもだって、
いいこと
たくさん
考えてるもん。

平成22年8月
高浜市

自治基本条例ってなに？なぜ必要なの？

自治基本条例とは、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちでつくっていく」「決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めるルールです。

地方分権の進展に伴って、「地方自治法」の改正など、国の法律上のしびりがなくなる方向にあります。地域の実情に即した個性豊かな自治が必要になる中で、自治基本条例が注目されるようになり、今では全国の1割以上の市町村で制定されています。

高浜市ではこれまで、市民が主役のまちづくりを進めていくために、様々な市独自の自治の仕組み・制度をつくり、運用してきましたが、それらをきちんと継続していくためには、議会の承認が必要な「条例」というルールにまとめることが重要だと考え、現在、策定作業に取り組んでいます。

どんな想いをこめてつくられるの？

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っている。だから、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、“高浜市らしさ”を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例の策定をすすめています。

私たちの愛するまち高浜市を、未来へとつなげていくために……。



(仮称)高浜市自治基本条例【素案】の構成

前文		
I. 総則		
【第1条】目的	【第2条】用語	【第3条】条例の位置づけ
II. まちづくりの基本原則【第4条】		
(1) 参画の原則	(2) 協働の原則	(3) 情報共有の原則
III. まちづくりの担い手		
第1節 市民	第2節 議会	第3節 行政
【第5条】市民の権利 【第6条】子どものまちづくりに参加する権利 【第7条】市民の役割と責務 【第8条】事業者の役割と責務	【第9条】議会の役割と責務 【第10条】議員の役割と責務	【第11条】市長の役割と責務 【第12条】職員の役割と責務
IV. 参画と協働	V. 地域自治	VI. 市政運営
【第13条】参画機会の保障 【第14条】住民投票 【第15条】協働の推進	【第16条】地域内分権の推進 【第17条】まちづくり協議会 【第18条】地域計画 【第19条】活動の育成と支援	【第20条】市政運営の基本原則 【第21条】総合計画の策定等 【第22条】危機管理 【第23条】他自治体等との連携と協力
VII. 条例の検証と見直し		
【第24条】条例の検証と見直し		

(仮称)高浜市自治基本条例【素案】の策定にあたって

「高浜市がこんなまちになったらいいな！」

「高浜市をこんなまちにしていきたい！」

そんな想いをを持った市民と市職員 148 名が集結し、平成 21 年 12 月 2 日に「高浜市の未来を描く市民会議」が誕生。自治基本条例と第 6 次総合計画の素案づくりがスタートしました。自治基本条例分科会では「自治基本条例ってなんだろう」という勉強から始まり、全国の自治基本条例の調査、ワークショップなど、熱い討議を繰り広げ「(仮称)高浜市自治基本条例【素案】をまとめました。

<策定経過>

- 第1回 2月10日(水) 自治基本条例ってなんだろう？
- 第2回 3月12日(金) 条例の全体像を考えよう① -グループワーク-
- 第3回 4月1日(木) 条例の全体像を考えよう② -グループワーク-
- 第4回 4月7日(水) 「条例を広めよう作戦」を立てよう
- 第5回 4月26日(月) 条例の全体像を考えよう③
- 第6回 5月17日(月) 条例案を考えよう①
- 第7回 6月2日(水) 条例案を考えよう② -地域自治を中心に-
- 第8回 6月10日(木) 条例案を考えよう③ -地域自治以外を中心に-
- 第9回 6月23日(水) 条例案を考えよう④&基本計画案を考えよう
- 第10回 7月22日(木) 条例の解説文を考えよう①
- 第11回 7月26日(月) 条例の解説文を考えよう②
- 第12回 7月29日(木) 条例の解説文を考えよう③
- 第13回 8月10日(火) 条例を広めていこう

より多くの方のご意見をいただくために、パブリックコメントなども予定しています。



(仮称) 高浜市自治基本条例 [素案]

— 前文 —

私たちのまち高浜市は、自治の本来の姿に立ち返り、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という決意のもと地域内分権を推進し、住民力を育んできました。地域に身近な課題は、地域を構成する市民が最もよく知っている。だから、地域で担う方がより地域の発展につながるものについては、必要な権限と財源を行政から地域へ移し、市民が自ら考え、自主的・自立的に取り組むことができるよう、小学校区単位で住民自治組織であるまちづくり協議会を設立しました。

市民自治の芽を大きく育て、しっかりと根を下ろし、“高浜市らしさ”を将来にわたって継続・発展させていくためには、まちづくりの担い手である私たち一人ひとりが持っている力を出し合い、みんなで高浜市を創りあげていくことが大切です。

そこで、まちづくりにおける市民、議会及び行政の役割を定め、互いに手と手を取り合いながら、「住んでみたい」「住んでよかった」「いつまでも住み続けたい」と思える持続可能な自立した基礎自治体・高浜市の確立を目指し、高浜市のまちづくりの最高規範として自治基本条例をここに制定します。

私たちの愛するまち高浜市を、未来へとつなげていくために。

— I 総則 —

(目的)

第1条 この条例は、高浜市におけるまちづくりに関する基本的事項を定め、市民、議会及び行政の果たすべき役割を明らかにすることにより、市民が主体となった自治の進展を図り、持続可能な活力ある地域社会を実現することを目的とします。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによります。

- (1)市民 市内に住む者、働く者又は学ぶ者及び市内で事業又は活動を行う者(法人その他の団体を含みます)をいいます。
- (2)行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。
- (3)まちづくり 市民が幸せに暮らし続けられるまちにしていくために、市民、議会及び行政が取り組む公共的な活動をいいます。

(4)市政 まちづくりのうち、議会及び行政が担うものをいいます。

(5)参画 政策、施策及び事業などの立案から、実施、評価にいたる各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいいます。

(条例の位置づけ)

第3条 この条例は、高浜市のまちづくりに関する基本を定める最高規範であり、市民、議会及び行政は、この条例を誠実に遵守するものとします。

2 議会及び行政は、他の条例、規則、計画等の制定改廃等に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければなりません。

— II まちづくりの基本原則 —

(まちづくりの基本原則)

第4条 高浜市のまちづくりは、次の基本原則によるものとします。

- (1)参画の原則 議会及び行政は、市民参画の機会を保障し、市民の意思を反映した市政運営を行います。
- (2)協働の原則 市民、議会及び行政は、それぞれの立場や果たすべき役割を自覚し、お互いを尊重・理解し、知恵と力を出し合いながら連携・協力してまちづくりを行います。
- (3)情報共有の原則 市民、議会及び行政は、それぞれが持っているまちづくりに関する情報をお互いに提供し、共有し合います。

— III まちづくりの担い手 —

第1節 市民

(市民の権利)

第5条 市民は、まちづくりに参画する権利があります。

2 市民は、まちづくりに関し、議会及び行政が持っている情報を知る権利があります。

3 市民は、まちづくりに参画しないことを理由に不利益を受けません。

(子どものまちづくりに参加する権利)

第6条 子どもは、社会の一員として、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があります。

(市民の役割と責務)

第7条 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりに参画するよう努めます。

2 市民は、お互いの立場を尊重し、理解し合い、それぞれが持っているまちづくりの情報を交換し合いながら、連携・協力してまちづくりに取り組みます。

3 市民は、まちづくりに参画するに当たっては、公共の視点を持ち、自らの発言と行動に責任を持つものとします。

(事業者の役割と責務)

第8条 事業者は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、市民、議会及び行政と協力して、地域の課題解決に向けた取り組みに努めます。

第2節 議会

(議会の役割と責務)

第9条 議会は、市民の代表による意思決定機関であるとともに、行政の市政運営を監視及びけん制する機能を果たします。

2 議会は、政策論議及び立法活動の充実に努めます。

3 議会は、市民の意思を市政に適切に反映させるため、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、自らの機能と責務に関する基本的な事項は、別に条例で定めます。

(議員の役割と責務)

第10条 議員は、市民の代表者として、政治倫理の確立を図るとともに、市民の信託に応え、公平・公正かつ誠実に職務を遂行します。

2 議員は、市民全体の利益を図ることを行動の指針とするとともに、審議能力及び政策立案能力の向上を図るため、自己の研さんに努めます。

第3節 行政

(市長の役割と責務)

第11条 市長は、市民の信託にこたえ、高浜市の代表者として、公正かつ誠実に市政を運営します。

(職員の役割と責務)

第12条 職員は、市民全体のために働く者として、市民の視点に立って、公正かつ誠実に職務を行うとともに、職務に必要な専門的知識の習得や能力・資質の向上を図ります。

2 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携し、市民との信頼関係を築きながら、職務を行います。

— IV 参画と協働 —

(参画機会の保障)

第13条 行政は、市民の意見が市政へ反映されるとともに、参画する機会が保障されるよう、多様な参画制度を設けます。

(住民投票)

第14条 市政に関する重要事項について、市民の意思を確認するため、投票資格を有する市民の請求又は議会若しくは市長の発議により、別に条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。

(協働の推進)

第15条 市民、議会及び行政は、お互いの自主性及び自発性を尊重するとともに、目的や情報を共有して、相互理解と信頼関係のもとに、協働してまちづくりに取り組みます。

2 行政は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、市民その他第19条に規定する活動を行う者又は団体がその担い手となるよう、協働を進めるための仕組みづくりや必要な支援を行います。

— V 地域自治 —

(地域内分権の推進)

第16条 行政は、地域を構成する市民が互いに支え合いながら安心して暮らすことのできる地域社会を実現するため、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互い補完し合いながら、まちづくりを行います。

(まちづくり協議会)

第17条 市民は、前条に規定する地域内分権を推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、その地域の市民で構成するまちづくり協議会を設置することができます。

2 まちづくり協議会は、その地域の市民に開かれた組織とし、身近な地域の課題を話し合い、解決できるよう、地域の市民の意思を反映してまちづくりを行います。

3 まちづくり協議会に関する必要な事項は、別に条例で定めます。

(地域計画)

第18条 まちづくり協議会は、自らが取り組む地域のまちづくり目標や活動方針、内容等を定めた地域計画を策定します。

2 行政は、市政運営にあたり、地域計画を尊重します。

(活動の育成と支援)

- 第 19 条 市民は、自主的な意思によってまちづくり活動に参画し、交流を育みながら、お互いに助け合い、地域課題を共有し、解決に向けて行動するよう努めます。
- 2 市民、議会及び行政は、市民の自主的なまちづくり活動の役割を尊重し、これを将来に向けて守り、育てるよう努めます。
- 3 行政は、まちづくり協議会、町内会等の基礎的なコミュニティ団体やその他の市民公益活動団体及び市民が活動しやすいよう必要な支援と協力を行います。

— VI 市政運営 —

(市政運営の基本原則)

- 第 20 条 議会及び行政は、次に掲げる基本原則に基づいて、市政を運営します。
- (1)法令遵守 公正を確保し、透明性を向上するため、法令を遵守します。
- (2)情報公開・情報共有 市政に関して市民の知る権利を保障し、議会及び行政が行う諸活動を市民に説明するため、別に条例で定めるところにより、議会及び行政が持っている情報を積極的に公開・提供し、市民と情報を共有します。
- (3)個人情報保護 市民の権利利益を保護するため、別に条例に定めるところにより、議会及び行政が持っている個人情報を適正に取り扱います。
- (4)説明・応答責任 市政に関して市民に積極的に説明する責任を果たすとともに、市民から説明の要請があった場合には、誠実な応答に努めます。
- (5)財政運営 最少の経費で最大の効果を上げるよう、効果的かつ効率的な財政運営を行います。

(総合計画の策定等)

- 第 21 条 議会及び行政は、総合的・計画的に市政を運営するため、総合計画を策定します。
- 2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、これを実現するための事業を定める基本計画、事業の進め方を明らかにするアクションプランで構成します。
- 3 行政は、総合計画の進行管理を行い、その状況をわかりやすく公表します。
- 4 行政は、総合計画に基づいて予算を編成し、計画的で健全な財政運営に努めます。
- 5 行政は、成果を重視した市政運営を目指すため、総合計画、予算及び執行を評価して事業を進めます。

(危機管理)

- 第 22 条 行政は、自然災害等不測の事態に備えて、市民、事業者、関係機関等との連携・協力により、総合的かつ機動的な危機管理体制の整備及び未然防止対策を行います。
- 2 市民及び事業者は、災害等の発生時に自らを守る努力をするとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対応するよう努めます。

(他の自治体等との連携と協力)

- 第 23 条 行政は、まちづくりの共通課題について、他の自治体、関係機関等と互いに連携・協力しながら、その解決に努めます。

— VII 条例の検証と見直し —

(条例の検証と見直し)

- 第 24 条 行政は、この条例の施行の日から起算して5年を超えないごとに、社会情勢の変化等に照らし合わせ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を行います。
- 2 行政は、前項に規定する検討や必要な措置を行うに当たっては、多様な方法を用いて、市民等の意見や提案を求めなければなりません。

附 則

この条例は、平成〇〇年〇月〇日より施行する。

素案に対するご意見・ご提案をお聞かせください

【提出方法】

- ① 「意見箱」への投函(市役所、いきいき広場、最寄りの公民館やふれあいプラザに設置しています)
- ② 郵送もしくはファクス
- ③ 電子メール

※提出にあたっては次の事項を明記してください。

- ・氏名 ・住所 ・電話番号
- ・資料の記載の箇所
- ・意見とその理由

【提出期限】

9月30日(木)

詳しい内容は高浜市公式ホームページにてご覧いただけます。

<http://www.city.takahama.lg.jp>

トップページの「高浜市の未来を描く市民会議」をクリック!



【提出・お問合せ先】

高浜市役所地域協働部地域政策グループ
 〒444-1398 高浜市青木町四丁目 1 番地 2
 電話 0566-52-1111 (内線 352)
 ファクス 0566-52-1110
 Eメール seisaku@city.takahama.lg.jp